

国水調第35号
国水流第9号
平成25年12月11日

北海道開発局建設部長 殿
各地方整備局河川部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室長

慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について

小水力発電はクリーンかつ再生可能なエネルギーであり、大規模な投資が不要な小水力発電について、その活用が期待されている。

このような状況の中、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電に係る水利使用手続に関して、個別措置事項が決定されている（別添参照）。

国土交通省では、これまでも、水利使用許可手続の簡素化・円滑化に取り組んできたところであるが、更なる再生可能エネルギーの導入促進を図るため、より積極的に取り組むことが求められている。

については、慣行水利権に係る小水力発電について、主たる水利使用（以下「従属元水利使用」という。）に完全従属する発電（以下「従属発電」という。）の水利使用手続等に関する取扱いを下記のとおり通知するので、地域の実情に応じて、遺漏のないよう運用するとともに、河川事務所等の水利担当者に対して周知徹底し、水利使用手続の簡素化・円滑化を図りたい。

記

1 慣行水利権と従属関係が確認できる場合における小水力発電のための水利使用手続の簡素化について

登録制は、従属元水利使用の許可の審査において下流の利水者や河川環境への影響について既に確認していることから、手続を簡素化するものであるが、慣行水利権に係る小水力発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できるものについては、登録制の対象となる。

慣行水利権に係る小水力発電の登録申請においては、慣行水利権に基づく取水量等を

把握した上でその従属関係を確認する必要があることから、慣行水利権に基づく取水量等の調査方法について、次のとおり簡素化するものとする。

- (1) 慣行水利権に基づく取水量については、慣行水利権に基づく取水地点における10年間の取水量データを必ずしも必要とせず、その地点において、少なくとも1年間、取水量を計測することで足りることとすること。この場合において、従属発電に係る水利使用の登録の際に設定される従属発電のための水利使用の存続期間については、原則、取水量の計測期間と同期間とすること。なお、従属発電に係る水利使用の登録後において引き続き慣行水利権に基づく取水量を計測している場合は、次の登録申請にあたり、原則、当初の存続期間に新たな計測期間を合算した期間を存続期間とすること。
- (2) 慣行水利権に基づき取水している農業用水路等において、慣行水利権に基づく取水地点における取水量と同量であることが確認できる他の地点がある場合は、その地点において流量計測を行うことにより、慣行水利権に基づく取水地点の取水量とみなすことが可能であること。また、従属発電の発電地点において流量計測を行う場合は、発電地点と慣行水利権に基づく取水地点との受益面積比、あるいは同時流量計測による換算率等により、慣行水利権に基づく取水量を推定することが可能であること。
- (3) 取水量等の計測頻度については、日毎の計測を必ずしも必要とせず、少なくとも半月毎（5日に1回）に計測することで足りることとすること。なお、系統連系をせず、地域における環境学習等を目的とした従属発電を行う場合においては、月毎（1月に1回）とすることが可能であること。
- (4) 上記（1）から（3）までにより計測又は推定した慣行水利権に基づく取水期間及び取水量が、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第88条又は河川法施行法（昭和39年法律第168号）第20条第2項の規定による河川管理者への届出（以下「届出」という。）の範囲内である場合は、従属発電に係る水利使用の取水期間及び取水量について、その届出の範囲内において認められるものであること。

なお、届出に取水期間又は取水量の記載がなく、慣行水利権に基づく取水期間又は取水量について確認ができない場合においては、水利使用の登録の申請時に、慣行水利権に基づく取水地点の上下流・左右岸等の関係水利使用者に対する聞き取り調査等を行うことにより、計測又は推定した慣行水利権に基づく取水期間又は取水量が適正であることを確認し、その範囲内において、従属発電に係る水利使用の取水期間又は取水量が認められるものであること。
- (5) 従属発電のための水利使用に係る取水量報告は、発電出力からの換算により取水量を推定しても差し支えないこととすること。

2 慣行水利権と従属関係が確認できない場合における小水力発電のための水利使用許可手続の簡素化について

慣行水利権の権利内容が不明確であり、従属関係が確認できない場合は、登録制の対象とならず、小水力発電に係る新規の水利使用許可が必要であるが、その許可手続

について、次のとおり簡素化するものとする。

- (1) 新規の水利使用における取水量については、河川からの取水地点における10年間の河川流量データを必ずしも必要とせず、その地点において、少なくとも1年間、河川の流量を計測することで足りることとする。この場合において、許可期間については、原則、河川流量の計測期間と同期間とすること。なお、水利使用の許可後において引き続き河川流量を計測している場合は、次回の許可申請にあたり、原則、当初の許可期間に新たな計測期間を合算した期間を許可期間とすること。
- (2) 取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できること。
- (3) 取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データがない場合であっても、取水地点を含む流域と地形、地質、降雨量等が類似している近傍の流域（流域が重なる場合を含む。）の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることが可能であること。
- (4) 発電に伴う減水区間において、既に維持流量が設定され、既存の河川環境に係る資料が存在する場合には、動植物、景観等の新たな河川環境調査は省略できること。
- (5) 動植物に係る調査については、文献調査又は聞き取り調査で代表種を選定することが可能であること。
- (6) 法第24条及び第26条第1項の許可を受けた取水施設等を改築せずに、そのまま活用する場合には、取水施設等の構造図等の添付は不要とすること。
- (7) 小水力発電を促進するため、上記(2)から(6)までの簡素化措置にも役立てるよう、河川管理上必要な河川流量又は河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、調査結果を積極的に提供すること。

国 水 調 第 36号
国 水 流 第 10号
平成25年12月11日

各都道府県土木担当部長 殿
各政令指定市土木担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室長

慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について

小水力発電はクリーンかつ再生可能なエネルギーであり、大規模な投資が不要な小水力発電について、その活用が期待されている。

このような状況の中、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電に係る水利使用手続に関して、個別措置事項が決定されている（別添参照）。

国土交通省では、これまでも、水利使用許可手続の簡素化・円滑化に取り組んできたところであるが、更なる再生可能エネルギーの導入促進を図るため、より積極的に取り組むことが求められている。

については、慣行水利権に係る小水力発電について、主たる水利使用（以下「従属元水利使用」という。）に完全従属する発電（以下「従属発電」という。）の水利使用手続等に関する取扱いを下記のとおり通知するので、地域の実情に応じて、遺漏のないよう運用するとともに、貴地方公共団体の水利担当者に対して周知徹底し、水利使用手続の簡素化・円滑化を図るようお願いする。

記

1 慣行水利権と従属関係が確認できる場合における小水力発電のための水利使用手続の簡素化について

登録制は、従属元水利使用の許可の審査において下流の利水者や河川環境への影響について既に確認していることから、手続を簡素化するものであるが、慣行水利権に係る小水力発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できるものについては、登録制の対象となる。

慣行水利権に係る小水力発電の登録申請においては、慣行水利権に基づく取水量等を

把握した上でその従属関係を確認する必要があることから、慣行水利権に基づく取水量等の調査方法について、次のとおり簡素化するものとする。

- (1) 慣行水利権に基づく取水量については、慣行水利権に基づく取水地点における10年間の取水量データを必ずしも必要とせず、その地点において、少なくとも1年間、取水量を計測することで足りることとする。この場合において、従属発電に係る水利使用の登録の際に設定される従属発電のための水利使用の存続期間については、原則、取水量の計測期間と同期間とすること。なお、従属発電に係る水利使用の登録後において引き続き慣行水利権に基づく取水量を計測している場合は、次の登録申請にあたり、原則、当初の存続期間に新たな計測期間を合算した期間を存続期間とすること。
- (2) 慣行水利権に基づき取水している農業用水路等において、慣行水利権に基づく取水地点における取水量と同量であることが確認できる他の地点がある場合は、その地点において流量計測を行うことにより、慣行水利権に基づく取水地点の取水量とみなすことが可能であること。また、従属発電の発電地点において流量計測を行う場合は、発電地点と慣行水利権に基づく取水地点との受益面積比、あるいは同時流量計測による換算率等により、慣行水利権に基づく取水量を推定することが可能であること。
- (3) 取水量等の計測頻度については、日毎の計測を必ずしも必要とせず、少なくとも半月毎（5日に1回）に計測することで足りることとする。なお、系統連系をせず、地域における環境学習等を目的とした従属発電を行う場合においては、月毎（1月に1回）とすることが可能であること。
- (4) 上記（1）から（3）までにより計測又は推定した慣行水利権に基づく取水期間及び取水量が、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第88条又は河川法施行法（昭和39年法律第168号）第20条第2項の規定による河川管理者への届出（以下「届出」という。）の範囲内である場合は、従属発電に係る水利使用の取水期間及び取水量について、その届出の範囲内において認められるものであること。

なお、届出に取水期間又は取水量の記載がなく、慣行水利権に基づく取水期間又は取水量について確認ができない場合においては、水利使用の登録の申請時に、慣行水利権に基づく取水地点の上下流・左右岸等の関係水利使用者に対する聞き取り調査等を行うことにより、計測又は推定した慣行水利権に基づく取水期間又は取水量が適正であることを確認し、その範囲内において、従属発電に係る水利使用の取水期間又は取水量が認められるものであること。
- (5) 従属発電のための水利使用に係る取水量報告は、発電出力からの換算により取水量を推定しても差し支えないこととする。

2 慣行水利権と従属関係が確認できない場合における小水力発電のための水利使用許可手続の簡素化について

慣行水利権の権利内容が不明確であり、従属関係が確認できない場合は、登録制の対象とならず、小水力発電に係る新規の水利使用許可が必要であるが、その許可手続

について、次のとおり簡素化するものとする。

- (1) 新規の水利使用における取水量については、河川からの取水地点における10年間の河川流量データを必ずしも必要とせず、その地点において、少なくとも1年間、河川の流量を計測することで足りることとする。この場合において、許可期間については、原則、河川流量の計測期間と同期間とすること。なお、水利使用の許可後において引き続き河川流量を計測している場合は、次回の許可申請にあたり、原則、当初の許可期間に新たな計測期間を合算した期間を許可期間とすること。
- (2) 取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できること。
- (3) 取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データがない場合であっても、取水地点を含む流域と地形、地質、降雨量等が類似している近傍の流域（流域が重なる場合を含む。）の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることが可能であること。
- (4) 発電に伴う減水区間において、既に維持流量が設定され、既存の河川環境に係る資料が存在する場合には、動植物、景観等の新たな河川環境調査は省略できること。
- (5) 動植物に係る調査については、文献調査又は聞き取り調査で代表種を選定することが可能であること。
- (6) 法第24条及び第26条第1項の許可を受けた取水施設等を改築せずに、そのまま活用する場合には、取水施設等の構造図等の添付は不要とすること。

・小水力発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
8	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①（短期間での水利使用）	慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
9	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②（新規の発電水利取得）	①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
10	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要はあるが、河川環境や河川使用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることを周知徹底する。	平成25年度早期措置	国土交通省
11	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
12	非かんがい期等における発電水利権の取得の簡素化について	①小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合について ・地域の実情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の実情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の実情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できることなどの簡素化措置を講じる。 ②地方整備局等において、小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	①平成25年度早期検討・結論・措置 ②平成25年度措置	国土交通省